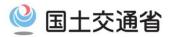
検査標章の現状について

自動車局 整備課





1. 自動車検査とは

自動車が安全・環境基準に適合しているかどうかを、国が一定期間ごとにチェックするもの。この検査を受けて有効な自動車検査証の交付を受けていなければ運行することが出来ない。

検査には、整備工場に点検整備とともに検査手続を依頼 する方法と、ユーザー自身等が検査手続を行う方法があ り、ユーザーが選択出来る。



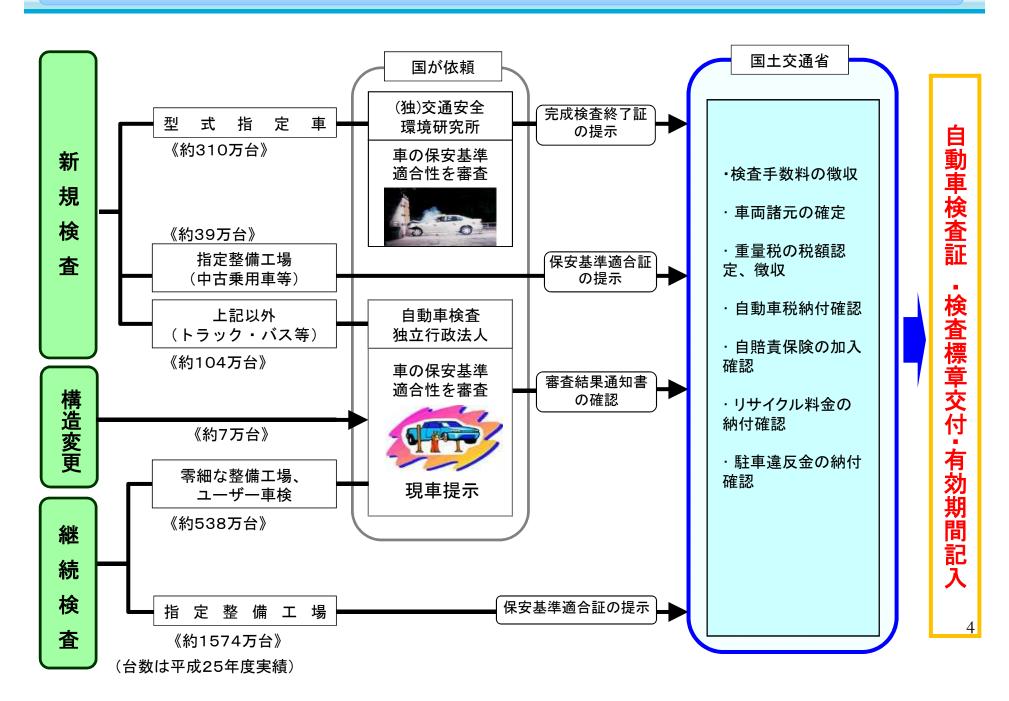
(自動車検査証)

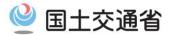


自動車検査の種類

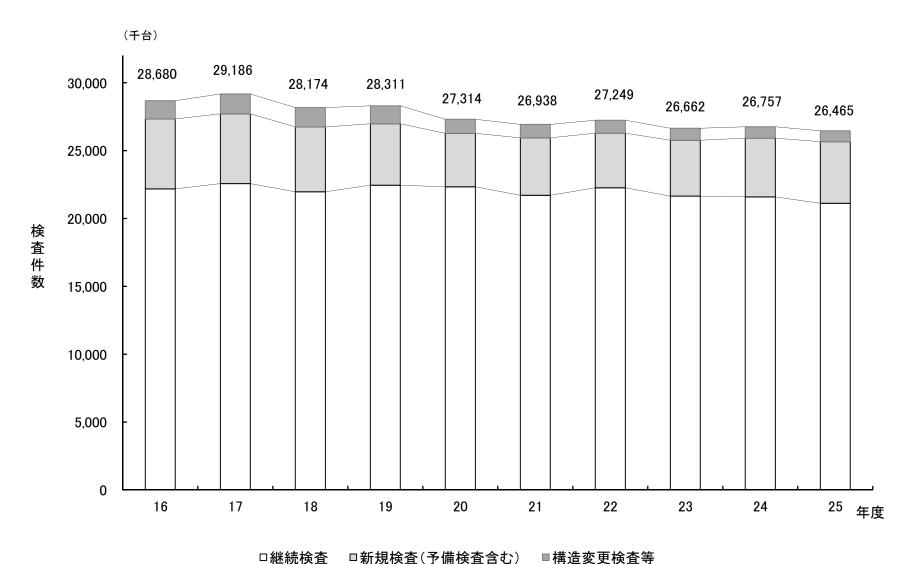
検査の種類	道路運送車両法	内容	検査を受ける場所
新規検査	第59条	新たに自動車を使用しようとする際に受ける検査、又は、一時使用することを中断し、抹消した自動車を再び使用する際に受ける検査	使用の本拠の位 置を管轄する運 輸支局等
継続検査	第62条	自動車検査証の有効期限 が満了した後も引き続きそ の自動車を使用するときに 受ける検査	最寄りの運輸支 局等
構造等変更検査	第67条	自動車の長さ、幅、高さ、最 大積載量に変更を生じるよ うな改造をしたときなどに受 ける検査	使用の本拠の位 置を管轄する運 輸支局等
街頭検査	第100条	整備不良車や不正改造車 等の排除のため路上等に おいて行う検査	

自動車検査制度の概要





(参考)検査業務量の推移





2. 検査標章とは

自動車の有効期間を表示することにより無車検運行の防止を図るものとして、道路運送車両法第66条に規定され、検査標章を表示しなければ運行の用に供してはならないとされている。

また、同法第98条においては、偽変造や不正使用を禁止している。

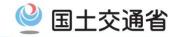
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)(抄)

(自動車検査証の備付け等)

第六十六条 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより<u>検査標章を</u> 表示しなければ、運行の用に供してはならない。

(不正使用等の禁止)

第九十八条 <u>何人も、行使の目的をもつて、</u>自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番 号標、臨時検査合格標章、検査標章若しくは保安基準適合標章を<u>偽造し、若しくは変造し、又は偽造若し</u> くは変造に係るこれらの物を使用してはならない。



3. 検査標章に求められる条件

▶視認性

- ・使用者への表示・・・使用者に対し自動車の有効期間を示すため。
- ・外部の者への表示・・・街頭検査等の取締り時の確認のため。

▶運転者の視野の確保

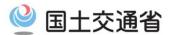
•運転時に必要な視野を妨げないもの。

→耐久性

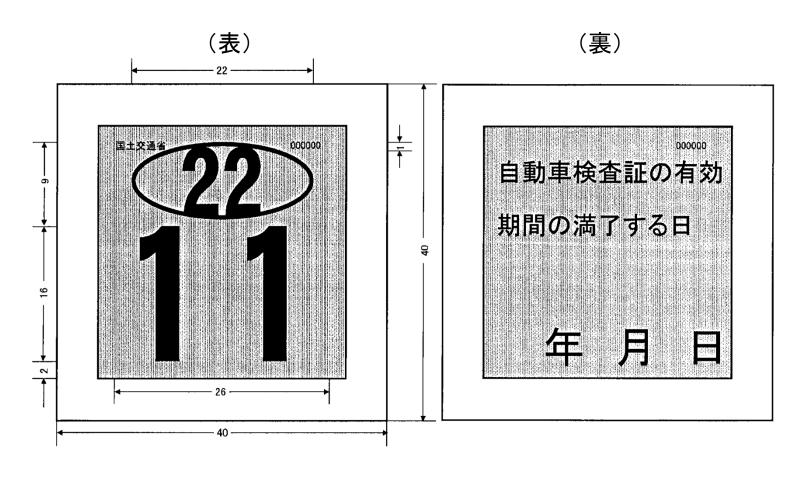
・ナンバープレート用は、自然環境に長期間さらされるため、品質 を維持するための耐久性が必要。

▶コスト

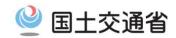
・現行の検査標章は、約12円/枚で予算計上されている。



4. 現在の検査標章の形状と表示内容

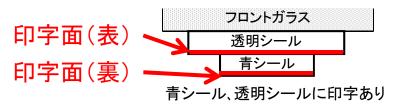


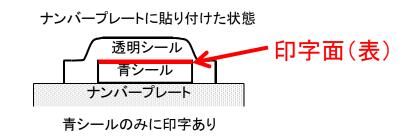
(窓ガラス用の検査標章の例)



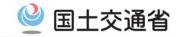
5. 現行の検査標章の仕様等

フロントガラスに貼り付けた状態



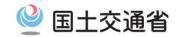


- ▶材質 青シール30.0mm×30.4mm、透明シール: 40.0mm×40.6mm
- →耐性 耐光性、耐温湿性、耐水性を有していること。
- ▶製造費用(平成26年度実績) 現行の検査標章の単価は、約12円/枚 年間の製造枚数は、約2500万枚 年間の製造費用は、約3億円



6. 検査標章の沿革





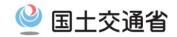
7. 平成16年から開始した検査標章

平成16年1月より自動車登録検査情報システムから印刷する方法へ変更し、その後平成20年11月より文字の大きさを改良した。

これらの変更までは、事前に印刷された検査標章を手作業で交付していた。手作業で交付していたため誤交付することがあった。

事前に印刷された検査標章は、有効期間の年月毎に8種類 存在していた。

- ▶印刷による交付のメリット
- •誤交付の防止
- •検査標章の管理の効率化
- ▶印刷による交付の課題
- •窓ガラス用のサイズ縮小による視認性低下



8. 無車検車の現状

- OMOTASから抽出した車検切れの台数は300万台以上。(※) そのうち5年以上車検が切れているものが180万台以上ある。 (※多くは廃棄され実際には運行していない車両とみられる)
- ○街頭検査の実績 平成25年度の街頭検査の検査件数は約14万台。 そのうち130台の無車検車を取り締まっている。
- 〇国土交通省HP及びガソリンスタンド・整備工場からの通報実績

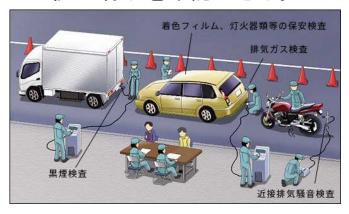
通報件	通 報 件 数						
	使用者特!					使用者等	
		無車検車(指導文書発出)			検査標章	非特定	
			更新等※	未是正	貼忘れ等		
51件	45件	30件	9 (2)	21	15件	6件	

括弧書きは、廃車(一時抹消手続き)したもの。: 内数



9. 検査標章の活用例

〇街頭検査時の確認 街頭検査の際に短時間で車 検の有無を確認できる。



(出典:自動車検査独立行政法人HP)

〇無車検通報

無車検車両の排除のため、国土交通 省よりガソリンスタンドや整備工場に 通報を依頼している。





〇有効期間満了時期の把握

整備工場等が、有効期間満了時期の車両を外観から確認し、車検を案内できる。

(参考)無車検車・無保険・無共済車対策について



〇無車検車・無保険車対策の強化

1. ハガキ送付による早期是正の促進



MOTAS

















MOTAS等により 無車検車・無保険 車を抽出

無車検車・無保険車の使用者に対し、 ハガキを送付し、車両の使用状況等に ついての説明を回答するよう要求

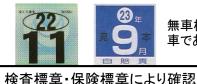
- ○回答内容により、無車検車・無保険車の実態を把握・分析
- ○失念による無車検・無保険を防止
- ○回答のない者には再度ハガキで警告

〇現状と今後の予定

MOTAS等からの抽出にあたり、ナンバー読取装置により取得した無車検車の住所・種別(乗用車・貨物車)及び、車検切れからの経過年数毎な どを分析することにより、車検切れで走行していることが多い車両の傾向を把握し、これらに対してハガキ等を送付することにより、効果的な注意 喚起を行う。(H27年1月~)

2. 無車検車・無保険車の把握の強化







無車検車・無保険 車であった場合・・・



国土交通省

- ○ガソリンスタンドに加え、カー用品店、整備工場に も監視を依頼するほか、駐車監視員・指導員の監視 回数を増加
- ○検査標章の視認性についても向上策を検討

〇現状と今後の予定

・日本自動車整備振興会連合会へ、無車検・無保険車を現認した際の通報等の協力依頼をしたところ。(7月) 【参考】国交省HP及びガソリンスタンド・整備工場からの通報実績(H26.8末現在)

通 報 件 数								
	使用者特定					使用者等		
		無車検車(指導文書発出)			検査標章	非特定		
			更新等※	未是正	貼忘れ等			
51件	45件	30件	9 (2)	21	15件	6件		

括弧書きは、摩車(一時抹消手続き)したもの。: 内数

- ・駐車監視員などに路上における監視活動を依頼し、無車検車・無保険車の捕捉。その後、使用者に対し指導文を発出し、無車検・無保険運 行の是正を図る。(H26年11月~)
- ・検査標章の視認性については、改善方法等に係る調査を実施(H26年11月~)

(参考)無車検車・無保険・無共済車対策について



3. ナンバー自動読取装置・カメラの活用

通過車両を読取





MOTAS

〇ナンバー自動読取装置・カメラを街頭検査の際等に設置し、読み取った ナンバーとMOTASの情報を突合し、無車検車・無保険車を捕捉

〇現状と今後の予定

・幹線道路において、ナンバー自動読取装置により通過する自動車のナンバープレートの番号を読み取り、これをMOTASデータや保険加入状況管理データと突合し無車検・無保険無車検車の捕捉を実施。(H26年11月~)

また、無車検車の住所・種別(乗用車・貨物車)及び、車検切れからの経過年数毎などに分析することにより、車検切れで走行していることが多い車両の傾向を把握し、「1. ハガキ送付による早期是正の促進」においても活用する。

4. 国土交通省による立入検査・指導

悪質な無車検車には、国土交通省 による立入検査・指導・警察への告発を実施

〇現状と今後の予定

・警察庁との調整によると「無車検・無保険に関する交通反則金制度や行政処分制度(例:無車検・無保険ならばナンバー剥奪)を設けない限り、 事態の抜本的解決は困難と考えているが、国交省がやるというのであれば協力する。しかし警察側にも人的資源の制限があることから、悪質性 の高い違反者の絞り込みを徹底的に国交省側で実施して欲しい。」とのこと。

したがって、悪質性の高い事案を絞り込んで警察に通報する制度を構築すべく、保障制度参事官室とともに検討を行っているところ。今後、無保 険車の街頭取り締まりで捕捉した車両のデータより以下の条件をクリアした車両の通報について協議し、その結果を踏まえマニュアルを作成す る。

- ※警察に持ち込む際にクリアしておくべき条件
- ・ 無車検・無保険状態であることの確認
- ・ 運行実態があることの確認
- ・ 当人に違法性の認識があることの確認

5. 警察と協力した街頭取締り

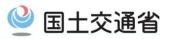
警察と協力して、街頭で無車検車・ 無保険車の取締りを引き続き実施



〇現状と今後の予定

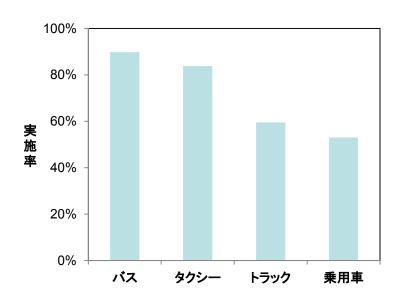
・現状の街頭検査において、運転者に車検証の提示を求め、無車検の場合は警察に引き渡しているが、他に重大な法令違反がない場合、口頭注意に終わるケースが多数と認識。街頭検査において捕捉した無車検車両は、運行実態を確認している車両であることから、その後、指導文等の送付を行い、悪質性の高い事案については、警察への通報を行えるように、4. における警察庁との協議の結果を踏まえマニュアルを作成する。

(参考)定期点検の実施状況



自動車は時間や走行により劣化するものであり、使用者が責任を持って、点検整備を行うことが必要であるが、その実施状況が不十分。

車検と車検の間の 定期点検実施率は乗用車で約5割

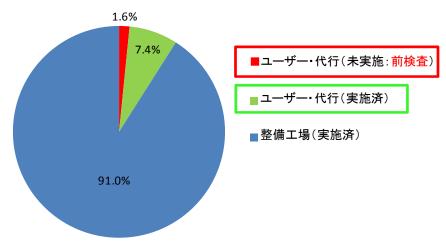


※定期点検整備実施率の算出にあたっては、 継続検査の定期点検整備を含まない

前検査ユーザーの一部は、 車検時の点検整備を実施していない

※車検後に定期点検整備(前検査・後整備)を行うか、 前整備・後検査とするかは、ユーザーの選択としている。

車検時の点検整備実施状況(平成23年度)





現在の検査標章の形状と表示内容

〇登録自動車

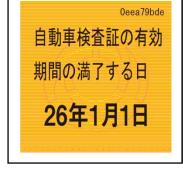




(表) (裹)

〇軽自動車(参考)





(表)

(裏)